東京都環境基本計画の進捗状況等

第3部:環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み

1. 環境配慮を優先した都市づくりの 推進	計画段階アセスメントの条例化など、仕組みづくりが進む今後は、環境施策との調整を様々な段階で更に明確にルール化していく必要
2. 経済的手法の活用	環境配慮型金融商品の開発など、新たな取組を開始今後、税制の活用も含め、更に多様な経済的手法の活用を推進
3. 環境産業の育成	都の環境施策を契機に、自動車排ガス対策、ヒートアイランド対策などで新たな 製品・技術開発が進展し環境産業の育成に寄与
4. 首都圏連携と広域自治体としての 役割	八都県市でのディーゼル車規制共同実施など、首都圏自治体の連携で大きな成果今後、温暖化対策など様々な分野で、他自治体との連携を強化
5. 情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進	企業やNPOと連携した環境学習、情報発信など新たな試みの拡大 今後、英語での情報発信の強化。企業・NPO連携による施策を一層推進
6. 調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用	• ディーゼル車対策、ヒートアイランド対策など都の直面する課題の解決に向け、 環境科学研究所の調査研究が大きな役割
7. 率先行動の拡大	温暖化対策、有害化学物質対策などで環境配慮の率先行動を強化今後、八都県市や民間企業等との連携を更に推進

第4部:環境の確保に関する配慮の指針

●環境アセスメント制度等における活用はなされているが、その他の事業等に対する活用の仕組みが未確立であることなどから、 自立的な活用は進んでいない。

	区分 これまでの主な取組等				
		「ヒートアイランド対策取組方針」の策定(平成15年3月) / 第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再掲り			
		・全庁的組織「東京都ヒートアイランド対策推進会議」における検討を踏まえ、今後の対策の方向性を総合的に取りまとめ			
<i>/</i> -/-		・都施工の道路や市街地整備事業におけるヒートアイランド対策の実施を指針化			
第		(例) 「市街地整備事業におけるヒートアイランド対策施設整備指針」(平成15年4月)			
1 節		・対象施設:都が施工する市街地再開発事業で整備する施設建築物			
		・施工者が設計を行う際には、本整備基準に基づき施設建築物の設計を行う。特定建築者を募集する際には、特定建築者等公募要領 に「施設建築物におけるヒートアイランド対策への配慮事項」を添付し、同配慮事項の遵守を特記			
環		*都が施工する土地区画整理事業で売却する保留地に建築される建築物についても本指針を準用			
境		環境や地域に配慮した舗装体系(平成16年6月)			
配慮		·路面温度上昇抑制のための「保水性舗装」の実施(平成16年度末;4.5km)			
を優		「風の道」を活かした都市づくりの推進			
優		・大崎駅周辺地域における目黒川を活用した環境負荷軽減への取組み(目黒川を軸とした風の道の確保)			
先		・「風の道」の大規模な実測調査への参加(国土交通省総合技術開発プロジェクト)			
し た 都	1 都市基盤整 備における一層	·都市開発に合わせた緑やオープンスペースの確保、親水空間の整備など都市の環境改善のほか、風の道の確保についても、より効果 の高い手法等の検討を進めている。			
市 づ	の環境配慮	「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」の策定(平成16年7月) 「概要)			
\		・実施計画・設計、施工、維持管理の各段階で、環境に関する評価、検証を実施			
l)		・事業者(事業所管部署)は、「チェックシート」により自己検証を実施			
の 推		・小笠原支庁内に「環境配慮審査委員会」を設置し、環境配慮の適否を審査。必要な場合は事業者に申し入れを行う。			
進		・設計概要説明書、チェックシートなど審査にかかる資料を公開			
, <u> </u>		・工事請負業者に環境配慮講習を実施			
		多自然型工法による河川・港湾の整備 ・水域の生育環境を確保するため、干潟機能を有する緩傾斜護岸の整備、良質土砂による護岸前面の覆土等を実施			
		海上公園における親水空間の整備、河川・運河における親水護岸の整備 <i>[第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の</i> 再掲月			
		<施策の展開に向けた課題等>			
		都市基盤整備における環境配慮の必要性は、ヒートアイランド対策等を契機に一層強く認識されるようになってきた。今後は、環 境配慮の内容が、環境基本計画に示す施策と、より明確に整合するような仕組みづくりの検討が必要である。			

区分	これまでの主な取組等			
2 「環境都市基盤」の整備	再生可能エネルギー施設の設置など 「有明水素ステーション」の設置(平成15年6月運営開始) 風力・太陽光発電設備の設置等			
	産業廃棄物処理施設整備の促進など スーパーエコタウン事業により廃棄		【第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再掲』	
	<施策の展開に向けた課題等> 再生可能エネルギー施設をはじめとする	る環境都市基盤施設について、中長期的な	♪導入目標やシナリオを明確にしていく必要がある。	
		数の計画案を環境面から比較·評価 現模な事業計画(複合的·累積的な環境影響 記き実施(豊洲新市場建設計画、国分寺都市	,	
	東京都環境影響評価条例	(計画段階の環境アセスメントの検討)	土地造成、埋	
3 環境影響評価制度の推進	四和 55 年 10 月条例を制定、アセス手続開始 平成 10 年 12 月条例を改正、調査計画書に係る手続を追加 平成 14 年 7 月 条例を改正、計画段階アセス手続を追加 < 施策の展開に向けた課題等 > 環境影響評価制度以外での取組として	平成 5 年 2 月 東京都総合環境アセスメント制度検討委員会を設置、新たな制度について検討開始 総合環境アセスメント制度試行指針、試行実施要領を策定 東京都総合環境アセスメント試行審査会を設置 中成 12 年 3 月~平成 13 年 4 月 平成 13 年 4 月 平成 13 年 10 月 格 東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けて」答申(試行審査会) 「東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けて」答申(試行審査会) 「計画段階環境影響評価制度の導入等について」答申(審議会)	立等、22 飛行場、9 採石事業、10 駐車場、10 工場、14 区画整理、15 清掃工場等、 28 住宅団地、31 全247件(平成16年度末現在) (なお、上記件数には、事業中止になった案件等も含まれる) ②推進については、計画策定時における個別の調整に	
		(は		

	区分		これまでの主な取組等				
		「建築物環境計画書	よ」制度の強化(平成17年10月施行)				
1	4 建築物の環境		を改正し、「エネルギーの使用の合理化」など、新築建築物の環境性能を評価する評価項目を拡充				
	+ 建築物の環境 己慮を進めるため						
σ	D仕組みの推進・ 単化		Eし、延床面積10000㎡超の新築マンションについて、販売時に、広告等へ環境性能の表示を義務付け				
در	Ξ Ι 	<施策の展開に向けた課題	等> 強化された条例制度の効果的な運用を進める。				
		環境税(炭素税)の検	討 【第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再3				
		東京都税制調査会にお	らける検討				
第		化炭素の排出量の抑制な	、対策のための環境税(炭素税)がポリシーミックスによって一定の政策効果をあげている。こうした諸外国の実情、世界の趨勢からすると、二 どの地球温暖化対策を推進していく上で、化石燃料の炭素含有量等を課税対象とした「環境税(炭素税)」を導入することは、有効な方策で :毎年点、				
2		ると考えられる」(平成13年 ・「将来、資源エネルギー)	・ほ合甲) 対策財源、温暖化対策財源として温暖化対策税(炭素税)が導入される場合には、既存の燃料課税を整理して国と地方の配分や燃料間の				
節		担の調整を図りつつ、地方	5税として構成することが適当である」(平成16年度答申)				
4 ☑ 1	1 経済的手法	金融機関との連携によ	る環境対策の推進				
	こよる負荷低減	金融機関の環境配慮征	丁動を求める「環境金融プロジェクト」の開始 <i>[第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の</i> 再				
海 へ	への誘導	·都内金融機関(20行	f·2協会)の参加をえて、「環境ファイナンス東京会議」開催(平成17年5月)				
ロリ 壬		・知事名で環境対策の	の推進に資する環境金融商品の開発を要請				
丁 注	2 環境施策の	初卧中中人类反子叶上	の法性による理典社会の批准				
_	−環としての環 竟税		の連携による環境対策の推進				
活	76 176		写車の料金割引措置の実施 図合製型は世界は、変ぜ40年4月40年間が				
用			科金割引措置は、平成13年4月から開始 				
3	3 地方税とし ての環境税	快只都但路整備保?	全公社をはじめとする都の監理団体の駐車場、都区市町の駐車場などに順次拡大(現在364の駐車場で実施中)				
	こりない元化	「グリーン購入」の推	進				
		「東京都グリーン購入	∖ガイド」における対象品目の拡大				
		·都が進める環境施策 を対象として順次追加	5の方向性を踏まえ、都の物品(消耗品及び備品)のうち購入事例が多く、かつ環境配慮型製品の選択が可能なも □				
		省エネ対策	省電力型の「照明・家電製品」を追加(平成15年度改定)				
		自工不对采	(対象品目:蛍光管・蛍光灯照明器具、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ビデオ)				
			VOC対策として「低VOC塗料」の使用を規定(平成16年度改定) (冷蔵庫:塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること・製品の素材表示がなされていること				
		全般にまたがる事項	有害化学物質対策として、欧州ROHS規制に対応し、家電製品に鉛、臭化ビフェニルなどを極力使用しないように 規定(平成17年度改定)				
			NUL (I PATTIZUAL)				
		・都施設における「電	気のグリーン購入」の開始 <i>【第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の</i> 再				
		「雷気」をグリー`	∨購入の対象品目に指定し、購入する電気について5%以上の再生可能エネルギーの利用を要請				

	区分	これまでの主な取組等				
		<施策の展開に向けた課題等> 「環境金融プロジェクト」によって開始された金融機関との協力を一層推進するとともに、グリーン購入、料金割引制度などの手法を、更に、他分野、他自治体、民間企業などにも拡大していく必要がある。また、税制の積極的な活用についても検討する必要がある。				
第3節 環境産業の育成		都の環境施策を契機とする環境産業の発展 環境基本計画の策定以降、都の環境施策の展開により、特に、以下4分野での製品・技術開発が進展 自動車排ガス対策 ディーゼル車排出ガス規制を契機に、これまでわが国では殆ど存在しなかった、使用過程車への後付け型のDPF・酸化触媒の技術開発が急速に進み、商品化 とートアイランド対策 管理が容易な屋上等緑化技術等の開発や商品化。壁面緑化や高反射率塗料の技術開発や商品化 省エネ対策 地球温暖化対策計画書制度の強化を契機に、ESCO事業など事業者向け省エネ対策の商品化等が進展 土壌汚染対策 特に都市部の狭小な敷地における様々な土壌汚染調査手法や低コスト土壌浄化手法の技術開発等を要請、誘導 スーパーエコタウン事業により、新たな環境産業の立地を促進 <施策の展開に向けた課題等 > [今後の環境政策の方向性の提示] 環境政策の推進に有効な環境技術の開発等を促すためにも、今後の環境政策の方向性を的確に示していく必要がある。				
広域自治体としての役割 第4節 首都圏連携と	1 首都圏レベ ルでの広域連携	八都県市によるディーゼル車排出ガス規制の共同実施 ・都の呼びかけに応え、埼玉県、千葉県、神奈川県が、都とほぼ同様のディーゼル車排出ガス規制の条例を制定 ・七都県市(現、八都県市)首脳会議でディーゼル車対策推進本部を設置(平成14年9月)し、平成15年10月から、一都三県の全域で走行規制を開始 * 首都圏3400万人を対象とした、広範な地域での地方自治体の共同による走行規制は、世界に例を見ないものであり、地方主導の先駆的な環境行政のモデルといえる。 ハ都県市における共同キャンペーン等の実施 「八都県市あおぞらネットワーク」、「八都県市温暖化防止キャンペーン」、「八都県市リサイクルスクエア」、「八都県市不法投棄撲滅(八都県市廃棄物問題検討委員会)」 (産業廃棄物に係る環視体制等の強化) 「第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再掲) 近隣27都県市で「産廃スクラム27」(産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会)を組織 平成12年に発足し、現在、1都11県15市の27自治体が参加。高速道路料金所など12か所において、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を実施 (家庭部門における温暖化対策の首都圏・全国レベルでの展開) (第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再掲) 家電製品等の省エネラベリングキャンペーンの実施				

区分	これまでの主な取組等
	平成14年夏に都が実施した省エネラベリングのキャンペーンについては、現在、八都県市及び全国省エネラベル協議会で実施(15都府県、12市で実施) < 施策の展開に向けた課題等 > これまでの実績等をふまえ、今後、温暖化対策、みどりの保全と再生など他の分野でも首都圏の連携を更に強化していく必要がある。
	区市町村の環境施策への支援と連携 環境科学研究所によるダイオキシン類対策への技術的支援・助言など ・区市町村等が行った各種調査に対し、分析方法や推定される原因や調査結果の評価についての技術的支援・助言を実施 ・区市町村等が行う環境施策についての科学的助言を行うことで、より的確な環境対策の推進へ貢献 容器包装リサイクル法の改正に係る国への提案(平成16年11月) (第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再掲 都内区市町村と共同で「東京都容器包装リサイクル自治体連絡会」を設置し、容器包装利用量の報告・公表制度の導入や分別収集を事業者の責任と することなど、法の抜本的改正を提案。全国の自治体とも連携し国に実現を求めている。
2 区市町村の主 体的な取組への支 援と連携の強化	

	区分			ت	れまでの主な取組等
		局自主媒体による広報等(イ)	ンターネット	・等による	3積極的な情報提供など)
		環境局ホームページでの積極的な情報提供			
第		・平成11年2月の開設以降総	アクセス数は約	6200万件	を超過(16年度末) (参)環境局ホームページのアクセスランキング(平成16年度)
5	1 情報受発信	·月平均で131万件のアクセ	ス実績(16年度)		〔上位10位のサイト〕
節	機能の強化	・アクセス実績を内容別にみる		地図情報な	カディーゼル車排出 1 大気汚染地図情報(速報、日報、都庁舎からの映像等)
	1% 15C 02 1A 1 C	ガス規制に関するアクセス数	が多い。		2 自動車公害対策(ディーゼル車排出ガス規制、TDM等)
情		パンフレット「東京の環境」	の発行(毎年	=)	3 自然環境情報
情報受発信機能	2 都民・NP	東京の環境の現状と対策な		•	5 ヒートアイランド関連
受	0等とのパート				は
発	│ナーシップの推 │進	·13000部作成(平成16年度)、郁氏情報ル	ームで有行	7 「建築物環境計画書」制度
信	進	「中央防波堤埋立処分場」に	おける一般向]け見学コ	ースの運営 8 有害化学物質対策
機		·見学者総数62620人(16年			PRTR、土壌汚染、VOC、ダイオキシン等)
能	3 環境学習の)			10 環境科学研究所
の	推進	海外向け情報発信等(国際交流	流等の推進)		
強		海外向け情報発信等			
化			~~ト「東京の瑨	計音、) 茶 話	版のホームページ上での公表
ے		・アクセス件数 総計約5200		,	
パ			T十。万十2岁594	· 2 0 1 1 (1)	以10千反关旗)
		海外からの訪問者への対応(平成16年度第	実績)	このほか、担当部署での個別対応の実績も多
		取扱部署	総人数	件数	概要
す			123	10	韓国・中国等アジア、中東、東欧諸国等の自治体職員
'.		総務部企画調整課	123	10	(大気汚染の固定発生源対策、廃棄物対策、水質管理対策、ディーゼル車排出ガス規制、ヒートアイランド対策等のヒアリングが目的)
シッ		都廃棄物埋立管理事務所	522	34	アジア、欧米の企業、業界団体等(中央防波堤埋め立て処分場の見学等)
ープ		都環境科学研究所	115	15	アジア、JICA、外国企業等(研究内容についてのヒアリング等が目的)
0		海外研究者等との意見交換・	シンポジウム	等への積	極的な参画
推					対策、屋上等緑化などについて、海外の研究者との意見交換や、海外で実施される
進		シンポジウム等において都の			
_		企業・NPOとともに、ドイツ	ソ・イギロフェ	ははとのま	t同キャンペーンを実施
					では、
ける一連のキャンペーンを共同実施					
		・ドイツ環境省等とともに、 駅西口広場にて。)	「日本における	ドイツ年」	関連イベントとして、『ドイツTOKYOしんじゅく環境展』を開催(平成17年7月。新宿
·英国大使館等とともに、世界的な写真家集団マグナム·フォト撮影による地球温暖化に関する写真 北写真展~気候変動の360度展望~」)を開催(平成17年9月。都庁展望室にて。)					
		広聴・公害紛争処理			

区分これまでの主な取組等

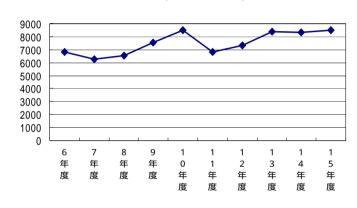
都民の声の受付

- ·平成16年度受付件数:7295件
- ・主な内訳:カラス対策、ディーゼル車規制、エネルギー・地球温暖化、野生動植物の保護等に関する意見が多い。

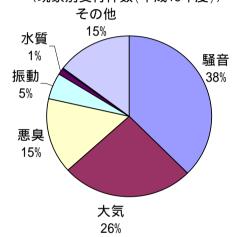
公害苦情相談

- ・環境確保条例に基づき、公害対策に関する多くの事務が、区市に移譲されており、都と区市が各業務分担に応じて苦情処理を実施
- ・都は、公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員を設置し、都民等からの苦情相談に対応
- ·平成15年度受付件数:8,479件(区市町村受付分を含む)。「騒音」に関する苦情が、約38%(3,180件)と最も多い。

〔苦情相談受付件数の推移(過去10年間)〕



〔現象別受付件数(平成15年度)〕



公害紛争の処理(東京都公害審査会)

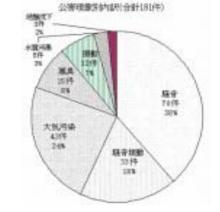
- ・公害紛争処理法に基づき、東京都公害審査会(知事の附属機関)を設置
- ·対象となる紛争は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び 悪臭の典型7公害に係る民事上の紛争

[紛争事件の処理状況(平成17年9月末現在)]

(例がずりのだをかん()がいりのかれた。)						
		処理内容				
	受付件数	解決	打切り	取下げ	係争中	公害等調整委員会へ の引継ぎ等
あっせん	7	4	3	0	0	0
調停	174	98	59	12	1	4
仲 裁	0	_	_	_	_	_
(計)	181	102	62	12	1	4

各主体との連携を重視した協働の仕組み

温暖化対策に先駆的な企業等との連携による「連携プロジェクト」の開始



区分	これまでの主な取組等
	キッズ向け環境学習プロジェクト、環境金融プロジェクト、環境物流プロジェクトの実施など [第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再設
	企業、区市町村等と連携した環境学習の推進
	・「環境学習・環境教育推進連絡会」の運用
	都における環境行政と教育行政の連携を強化し、次代を担うこどもたちの環境学習・環境教育の一層の推進を図るため、環境局、 NPO、区市町村、都教育庁・教育委員会等と共同で、支援方法・連携のあり方等に関する連絡会を設置・運営(平成13年1月より)
	・環境教育に先進的に取り組む企業の社員が都内小中学校に直接、出向いて行う「地球温暖化出前授業」プログラムを開始
	・東京ガス株式会社の「環境・エネルギーに関する出張授業」との協働
	・東京海上日動火災保険株式会社の「みどりの授業」との協働
	・気象キャスターネットワークとの連携による「地球温暖化出前授業」の実施 【第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再発 ・都と協働し、テレビ等のキャスターとして活躍している気象予報士が、直接、児童に授業を実施 ・これまで都が育成してきた環境学習リーダー等も本プログラムへ協力
	「環境パートナー団体登録制度」の運営
	環境学習や環境保全活動を自主的・率先的に行う都民・団体等(環境パートナー)間の交流や連携、協働を推進するため、連絡先・活動概要等の団体情報等を環境局ホームページで公表(約130団体を公表)
	環境科学研究所で測定しているCO2濃度情報を民間メディアへ提供。メディアが一般都民向けの普及啓発を実施 ・民間企業(TOKYO FM、スウォッチグループジャパン(株))から、「毎週のCO2情報を首都圏のリスナーに放送したい」という地球温暖化料理に関する一般都民向け普及計画の企画提案を受け、都環境科学研究所が江東区で測定・公表しているCO2濃度のデータを提供・併せて、石油連盟、東京電力、東京ガスの協力により提供された毎週のエネルギー消費量データ(概算)を、TOKYO FM側が週単位のO2排出量(t値)として独自に算出しリスナーに向けて放送(平成16年11月~)
	「地球温暖化対策推進ネットワーク」の設置(平成17年4月) <i>【第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再設</i> ・温暖化対策に取り組む事業者を支援する仕組みを創設(平成17年4月) ・ESCO事業者等の温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介や具体的な省エネ対策の相談事業などを実施
	東京グリーンシップ・アクションなど、企業参加によるみどりの保全の試みの開始 <i>【第11回企画政策部会(平成17年7月)資料の再設</i> ・東京グリーンシップ・アクション(企業・NPO等と行政が連携した自然環境保全活動)の開始(平成15年度より) ・青梅上成木森林環境保全地域など4箇所の保全地域で、5企業の参加により間伐や水田復元等を実施(平成16年度実績)
	(里山など丘陵地の保全)地域ボランティアによる雑木林の手入れ(下草刈り、枝払いなど)等保全地域の管理
	東京都環境保全推進委員会の運営 ・環境行政に都民の意見を反映させ、都民参加による環境行政を進めていくため、東京都環境基本条例に基づき設置 ・区市町村長推薦の委員と民間団体推薦の委員等で構成
	〔施策の展開に向けた課題等〕 【英語情報の発信機能の強化】

	区分	これまでの主な取組等
		都の先駆的な環境施策の成果を世界各都市に向けて発信することで、都の環境政策のシティーセールスを強化し、かつ、都の 施策構築に有益な情報収集を図るため、英語情報による情報発信機能を強化する必要がある。
		【継続的に情報発信するための仕組みづくり】 メールサービスなど、企業やNGO・都民等に対し、都が目指す環境施策の方向性や施策情報を継続的に発信するための仕組み づくりが必要である。
		【企業等との連携による環境学習の更なる推進】
		次世代を担うこどもたちへの教育を推進するため、「環境学習・環境教育推進連絡会」の場を活用し、NPO、都教育庁・教育 委員会等と連携した取組を強化していくとともに、企業のCSR活動等と連携した環境学習を更に推進し、効果的・実践的な 環境教育を推進していく必要がある。
モ ニ タ第		〔環境科学研究所における主な取組〕 都の環境行政の重要課題に直結する研究を進め施策形成に貢献(環境施策の推進に必要な科学的知見の提供) ディーゼル車走行規制による大気汚染改善効果の調査(平成15~16年度)
リ6ン節 グロ	1 調査研究の 充実	・平成15年10月から開始されたディーゼル車規制の大気汚染改善効果を確認するため、大型シャーシダイナモメータを用いて、最新規制 適合の使用過程車の排出ガス実態調査を行い排出ガスの低減効果を確認するとともに、15年11月に、井荻トンネル等で調査を行い、 ディーゼル車から排出される元素状炭素や発ガン物質濃度が減少したことを明らかにした。
機調 能査	2 モニタリン	・平成16年度も同様の調査を行い、規制による改善が一層すすんでいることを確認
の・ 有研	グ機能の有効活 用	屋上緑化技術のヒートアイランド緩和効果に関する研究(平成15年度)
効究活の		・既存建物にも適用可能な屋上緑化技術について、熱収支等を測定し、軽量薄層型の屋上緑化でも、植物種の選定が適切であればヒー トアイランド緩和効果が大きいことを定量的に明らかにした。(使用例の多いセダム類は無潅水では緩和効果が期待できないことが判明)
7. 一角 大田		·本調査結果を、環境確保条例「建築物環境計画書精度」の強化に際して、建築主が行う屋上緑化の取組の評価に用いる評価基準設定の基礎資料として活用
کے		ヒートアイランド対策効果の予測に関する研究(平成14~16年度)
		・区部ヒートアイランド現象の解析のため、区部120地点で気象観測を行い、地域的、時間的、季節的な特徴等について解析
		・本調査結果を、ヒートアイランド対策推進エリアの設定(平成17年4月)及びヒートアイランド対策ガイドライン(平成17年7月)の対策メニューの設定に活用
		環境施策の推進に対する専門技術的支援・緊急時対応等の調査 江東内部河川の底質のダイオキシン類環境基準超過への対応
		/ 平成13年度に、横十間川(江東区)の底質から環境基準(150pg-TEQ/g)を大幅に超過するダイオキシン類が検出

・環境科学研究所では、ダイオキシン類の分析と組成解析から、過去の漂白剤由来であることを解明
・本調査結果は、「横十間川底質関連対策検討会」(都建設局)の現位置固定処理の判断資料として活用
・また、16年度に江東区の依頼を受けて横十間川のハゼを調査し、「健康影響の心配なし」の資料を、区の地元説明会へ提供
湧水の河川浄化用水としての活用
・東京駅周辺に漏出した多量の地下水は、下水道に放流されていたが、都と」Rは河川の浄化用水として使用することを計画
・環境科学研究所は、地下水中の大腸菌や揮発性有機化学物質等を半年間継続調査し、水質が良好であることを確認
・本調査結果等をもとに、13年度に導水した立会川は水質が改善し、ボラの遡上で話題を呼んだ。
・なお、この調査手法は、14年度に上野駅の地下水を、不忍池に導水する施策の際にも活用
温泉掘削現場からのメタンガス噴出事故への対応
平成17年2月、北区の温泉掘削現場でメタンガスが噴出し、着火したため、近隣住民が避難したが、要請を受け、鎮火直後及び数日後
に、メタンガス等の濃度調査を実施し安全を確認
日明人光学しの演集(日明人光に対する理座社体士博・共同研究学の中族)
民間企業等との連携(民間企業に対する環境技術支援・共同研究等の実施) 自動車排出ガス受託試験
自動車作山ガス支託試験 ・民間企業からの依頼を受け、NOx・PM法による排ガス試験及び自動車排ガス低減性能試験を実施
・民国正業が500依頼を支げ、NOX・FMACよる計力人成製及U·白勤半排力人は関土能成製を実施
(独)国立環境研究所との共同研究
・「日本における光化学オキシダントの挙動解明に関する研究」(平成16年度)
・「有害大気汚染物質自動分析計の精度管理に関する研究」(平成16年度)
·国立環境研究所が運営する「有害紫外線モニタリングネットワーク」に酸化し、環境科学研究所における紫外線測定データ(毎日、時間 毎)を、UVインデックス用として提供
民間企業との共同研究
・「ヒートアイランド個別対策の効果に関する研究」(平成16年度)((株)竹中工務店)
・「硝酸性窒素等の高度処理装置の開発に関する研究」(平成16年度)((株)ニッチツ、クリオン(株))
環境科学研究所で測定しているCO₂濃度情報(公表データ)を民間メディアへ提供。一般都民向けの普及啓発に活用【再掲】

	区分	これまでの主な取組等
		〔施策の展開に向けた課題等〕
		・大気汚染状況の変化をふまえつつ、揮発性有機化合物やSPMの二次粒子対策に資するようなモニタリングのあり方を検討して いく必要がある。
		・都の特定局のみならず、都内にある国や区市が設置した測定局のデータ活用など、環境情報の効果的な提供のあり方等について も検討していく必要がある。
		・環境科学研究所においては、新たに整備される高精度自動車排出ガス計測システムの活用も含め、都の環境行政に直結する調査 研究を更に推進していく必要がある。
		・また、広域自治体である都における環境分野の研究機関として、区市町村等の環境対策のサポート等の技術的支援・助言等を引 き続き強化していく必要がある【再掲】
		都の事務事業における環境配慮の計画的推進
		ISO14001による計画的取組
		・平成12年2月、新宿都庁舎を対象に認証取得
		・根拠規格ISO14001の改定(2004年度版への改定)を受けて、平成17年度より、対象事業の範囲を、新宿都庁舎から、出先機関へも拡大 (また、議会局、警視庁(本庁)、消防庁(本庁)も対象範囲に追加)
<i>55</i>		・「事業活動における環境配慮の徹底」を推進するため、グリーン購入、紙の使用量の削減、廃棄物の減量等について、各局毎及び1年毎 の管理体制を強化
第 7		都施設における温暖化対策の推進~「地球温暖化対策都庁プラン」の策定(平成17年8月)
節		・「地球を守る都庁プラン」(平成13年3月策定)で掲げた温室効果ガス削減目標(平成16年度の温室効果ガス排出量を11年度比2%削減)を、1年前倒しで達成
 率 先	1 都の率先行 動	·温暖化対策における都の率先行動をより一層強化するため、「地球を守る都庁プラン」における地球温暖化対策部分を強化し、新たに 「地球温暖化対策都庁プラン」を策定
行	2 率先行動の	・新たな削減目標:都庁全体の事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量を、平成21年度までに16年度比10%削減
動	拡大	「グリーン購入」の推進【再掲】
の		・「東京都グリーン購入ガイド」における対象品目の拡大
拡		·省電力型「照明·家電製品」を追加(平成15年度)
大		「低VOC塗料」使用の推進を規定(平成16年度)
		·欧州ROHS規制に対応し、有害化学物質対策として、家電製品に鉛・臭化ビフェニルを極力使用しないよう規定(平成17年度) ·電気を対象品目に追加(電気のグリーン電力を推進)(平成16年度)
		<施策の展開に向けた課題等>
		・民間企業の積極的な環境対策を促進するためにも、温暖化対策をはじめ、様々な分野において、都の「事業者」としての率先行 動を強化していく必要がある。
		・グリーン購入の拡大などに関し、八都県市や民間企業等との連携を更に推進していく必要がある。

第4部 環境の確保に関する配慮の指針

【目的等】

目的

「健康で安全な環境を実現」し、「都市と地球の持続可能性を確保」するためには

行政・事業者・都民等の各主体が、環境の確保に対して 適切な配慮を行うことが必要



事業計画等の策定にあたっては、各主体が地域の環境の実状を踏まえ、事業等の実施が環境に与える影響について事前に十分に調査・検討を行い、良好な環境を確保するための措置を講じていく必要がある

* 配慮の指針:すべての主体が、事業活動や日常活動を含め、東京における 様々な社会経済活動のあらゆる局面において、環境面から配 慮すべき共通の基本的事項を明らかにしようとするもの

構成: 『都市づくりに関わる指針』

(「基本指針」「地形別」「地域別」「土地利用別」「事業別」)

『全般的な環境確保に関わる指針』

(「基本指針」その他)

性格:「自主的・自立的な適用を求める」

(参)都市づくりにおける配慮の指針の「基本指針」

環境配慮の原則とその進め方

〔環境配慮の原則〕「回避」「低減」「修復」「代償」「創造」 共通事項

- ◆ 自動車への依存を減らす都市づくりの推進
- ◆ 有害化学物質の環境への排出抑制と安全な物質への転換
- ◆ 温室効果ガスの排出抑制
- ◆ 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進と適正処理
- ◆ 景観への配慮
- ◆ 緑の保全と再生
- ◆ 水循環の回復

【活用状況等】

活 用: 環境アセスメント制度における活用 技術指針で活用の位置づけを明確化し、開発計画内

> 容について、整合を図ることを規定 住宅供給公社からの意見紹介時 など

各局からの主な意見

- ◆ 『他の要綱等で、具体的配慮事項を規定済である』 cf.「市街地整備事業におけるヒートアイランド対策施設整備指針」
- ◆ 『どのような手法をとっていれば「活用している」と 判断できるかがわからない。
 - cf.環境アセス制度であれば、審議会の審査もあるため、指針を活用 / 指針の内容に沿っているということができる
- ◆ 『直接的な関係はないが、イベント実施時などでは、ごみ 対策など一定の環境配慮を実施している』

内容に対する主な意見

◆ 『内容が一般的であり具体的でない』 (どこまで実施すべきとの定量的な基準がない)

【施策の展開に向けた課題等】

- 環境アセス制度の対象規模とならない事業計画等に対して も、総合的な環境配慮を求めていくことが重要
- しかし、「配慮の指針」の活用状況は不十分 (活用に向けた仕組みの確立が不十分等の要因もあり、自立的な活用は進んでいない状況)
- 指針活用に向けた仕組みの再構築などの検討が必要